

# 八王子市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱

制定 平成 24 年 7 月 13 日

(設置)

**第 1 条** 都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく、本市の都市計画に関する基本的な方針（以下、「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、八王子市都市計画マスタープラン検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第 2 条** 委員会は、都市計画マスタープランの策定に関する事項を検討し、助言する。

(組織)

**第 3 条** 委員会は、委員 11 名をもって構成する。

- 2 委員は、次に掲げる基準により選出する。
  - (1) 学識経験者 (5 名)
  - (2) 公募市民 (1 名)
  - (3) 町会自治会連合会の代表者 (1 名)
  - (4) 経済団体等代表者 (1 名)
  - (5) 関係行政機関代表者 (2 名)
  - (6) 八王子市副市長 (1 名)
- 3 委員の任期は、この要綱の施行の日から都市計画マスタープランの策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

**第 4 条** 委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、学識経験者のうちから定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理する。

(会議の運営)

**第 5 条** 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

- 4 委員会の会議は、原則公開するものとする。ただし、審議内容が、「会議の公開に関する指針（平成13年2月5日市長決裁）」第5に規定する非公開事項に該当する場合は、委員会の決定により公開しないことができる。

（専門ワーキンググループ）

**第6条** 委員会の所掌事項を専門的に検討するために専門ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループの委員は、主に次に掲げる専門分野を基準に選出する。
  - （1）市街地整備
  - （2）広域交通、公共交通
  - （3）都市環境
  - （4）都市防災
  - （5）福祉、児童
- 3 委員の任期は、この要綱の施行の日から都市計画マスタープランの策定が終了する日までとする。
- 4 ワーキンググループには座長を置き、座長は委員会の学識経験者をもって充てる。
- 5 ワーキンググループの会議は、座長が招集する。
- 6 座長は、会議の結果を委員長に報告する。

（庶務）

**第7条** 委員会の庶務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、都市計画部土地利用計画課職員をもって構成する。

（委任）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。